

# 資料 9

## 北方領土問題対策協会の見直し案について

平成 18 年 11 月 2 日  
北 方 対 策 本 部

北方対策本部としては現時点の見直し案を以下のとおりとすることを考えている。

### 第1 貸付業務の見直し (P)

平成 20 年度から 24 年度までの次期中期目標期間において、法人資金の貸付を停止する。また、住宅新築資金は、同期間に中にその改廃の在り方について関係者の同意を得つつ、主務官庁が方針を検討する。北対協においては当該方針に従って可能な限り速やかに措置を講ずることとする。

貸付資金メニューの整理及び生活・更生資金等の貸付条件の厳格化については平成 19 年度中にも実施する。

住宅新築資金をこの 5 年以内に廃止することは、①融資対象者の需要が少くないこと、②議員立法によりこれまで融資を受けられなかった者への資格拡大が企図されていること、③住宅資金を即廃止することが北対協の財務状況にとってどのような影響を与えるか金利の動向を見つつ見極める必要があること等から困難であると判断した。

### 第2 国民世論の啓発業務、調査研究等の見直し

啓発業務については出来る限り定量的な目標をたて、評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図ることとする。

また、調査研究業務については、政府の施策に寄与するという観点をより重視しつつ、その活用方法について検討することとする。

### 第3 効率的かつ効果的な法人運営

次期中期目標期間中には現在 19 名の常勤職員を 17 名に削減する（平成 19 年度末、22 年度末に各 1 名削減）。そのため、一般業務勘定及び貸付業務勘定別に分かれている収入構造を見直し、柔軟で効率的な組織、会計運営が可能となる改善を次期中期目標期間の当初から実施することを目指す。

人件費以外の一般管理費については、見直し当初案に掲げたとおり、札幌事務所の移転を行い、日常の節約により節減を心がけ、削減するものとする。

ただし、独立行政法人移行時、各独法に付加されている人件費の効率化減に

については組織の運営が困難になることから免除された上、物件費についてその限界である削減率として今中期目標期間中に13%の削減を行っているところ、次期中期目標期間においてもこれ以上の削減率を達成することは困難である。